

新監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成26年3月26日

新潟市監査委員 西 和 男
 同 宮 本 裕 将
 同 佐 藤 豊 美
 同 渡 辺 仁

監査結果等に基づく措置

平成25年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（平成25年11月29日新監査公表第14号）分

監査の結果等 (指摘・意見) 内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》 前回平成23年度定期監査（以下、「前回定期監査」という。）の際、軽微な事務処理誤り等として是正を求めたものについて、改善措置が講じられていないものが3件見受けられた。 前回定期監査の際、是正する旨の回答をしているにも関わらず、措置対応を講じず放置されていたものであり、早急に改善措置を講じるとともに、今後厳に適正な財産管理事務の執行に努められたい。</p> <p>前回定期監査時の軽微な事務処理誤り等 ・ 専決権限及び合議区分の誤り（大郷地区コミュニティ協議会及び庄瀬地域コミュニティ協議会への普通財産貸付） ・ 契約書に係る不要な条項の記載誤り（大郷地区遺族会への普通財産貸付） 【合規性】</p>	<p>①専決権限及び合議区分の誤り（大郷地区コミュニティ協議会及び庄瀬地域コミュニティ協議会への普通財産貸付）について ・ 地域コミュニティの活性化を図る活動の場として、また軽微な管理を地元をお願いするため使用貸借を行ってきたが、改めて活動実態と活用予定について確認したところ、活動の縮小や貸付地の工事が見込まれており、両コミ協と協議し通年による貸付を終了することとした。 ・ 大郷コミ協（ゲートボール場）については、平成25年11月11日付けで返還届が提出され契約解除済みである。 今後は、現在あまり利用がないことから、使用の都度、適正な事務処理で貸し付けることとした。 ・ 庄瀬コミ協（旧中学校グラウンド）については、平成26年2月28日までの契約であるが、利用が終わって使用していない状態であることから、平成25年11月29日付けで返還届が提出され契約解除済みである。 当該地については、来年度信濃川堤外地調整池の設置工事の予定があり、施工後の活用方法については、今後、コミ協と協議していく予定である。</p> <p>②契約書に係る不要な条項の記載誤りについて ・ 平成25年11月12日、変更契約を締結して修正した。</p>	<p>○改善措置が講じられるまでのチェック体制 ・ 改善措置のチェック表を作成し、軽微事項の改善状況を定期的にチェックし、改善がすべて終了するまで継続する。 ※今回の指摘事項（前回定期監査での「軽微な事務処理誤り等」3件）については、現時点で可能な措置はすべて終了済みのため、今回の定期監査での軽微な事務処理誤り等とされたもの（南区総務課分4件）のほか、外部監査の指摘事項である未利用地の処分等、継続して改善すべきものについて、チェック表を使用して、管理財務係長が担当（他の係分は担当係長）から進捗状況を聴取して総務課長に報告し、総務課長は必要な指示をしていく。（当初分は1月9日に報告、次回は3月4日、以後3カ月ごとに報告を予定） ○適正な事務執行の周知・徹底 ・ 事務の執行、事案の処理等に誤り、遺漏のないよう南区職員に周知し、区を挙げて取り組むよう注意喚起を行った（12月5日）。 ○事務専決規程の周知・徹底 ・ 専決権限及び合議区分の誤りがないよう、事務専決規程等を見やすい形にして区役所共通フォルダーに掲示し、日々の事務作業中に手軽に確認できるようにした（12月25日）。 ・ 1月8日に一部修正し、以後、事務専決規程ほか関係例規・通知等の改正があった場合は、管理財務係においてデータを修正し、その旨を南区役所所属職員に周知していく。</p>	<p>【指摘対象部署】 南区総務課</p>
	<p>南区総務課で次の対応措置を実施済 ・ 指摘のあった普通財産貸付事務の是正にあたり、活用実態と活用予定を踏まえ協議したところ、活動の縮小などから現契約の終了を待たずに通年の貸付を終了することとし、今後は使用の希望がある都度、適正な事務処理により貸し付けることとした。 平成25年11月11日解除 大郷地区コミュニティ協議会 平成25年11月29日解除 庄瀬地域コミュニティ協議会 ・ 契約書の不要条項の記載については、平成25年11月29日付けで変更契約を締結して修正した。</p>	<p>全庁には平成25年3月22日と5月23日に実務担当者を対象に、財産管理関連の条例・要領等の説明会を開催し、事務の適正化について説明をしているところであるが、本件については、個別に南区総務課から事情を聴取し、改善と今後の再発防止措置について指導及び助言をおこなった。</p>	<p>【制度所管部署】 財産管理運用課</p>

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》 動物愛護センター及び「新潟市動物ふれあいセンター」(平成25年4月から指定管理施設)の備品管理において、未登録のものや、備品整理番号票(以下「備品シール」という。)が貼付されていないものが見受けられた。 当該施設は、平成24年10月10日に建物の引渡しを受け、同月20日に動物ふれあいセンターをプレオープンした後、平成24年度末までに約200件の備品を購入している。その後、平成25年5月の正式オープンに向けた準備を進める中で、百万円以上の高額備品など14件については、優先的に登録がなされたが、それ以外の備品は他の開館準備事務を優先したため、登録を先送りにし、また備品シールも貼付していなかったものである。 このことは、新規オープンに伴う業務量の増加といった面はあるものの、購入した備品は市民から託された市の貴重な資産であることから、不適切な対応であったと言わざるを得ない。 今後、亡失・盗難などを防ぐ観点からも、速やかに備品管理システムに登録し、備品には確実に備品シールを貼付し、常に照合できるように、適正な管理に努められたい。また、当該施設は、動物愛護センターと指定管理施設である動物ふれあいセンターが一体となった施設であることから、市の備品と指定管理者が調達した備品とを明確に区分して管理を行い、指定管理期間終了時には、確実に備品の引き継ぎを行うことなどにも留意されたい。 【合規性】</p>	<p>すでに備品登録事務には着手、未登録のものについては入力作業と物品登録調書の決裁を終了した。 備品シールの作成および貼付については、平成25年12月16日に終了した。</p>	<p>1 備品管理システムへの登録を物品の収納後に遅滞なく行い、失念による登録の漏れを防止するために、支出命令の際に「物品登録調書」を添付させ、その際、物品管理者が備品シールの貼付を確認する。 2 市の備品と指定管理者が調達した備品の区分については、市の備品に確実に備品シールを貼付し、指定管理者の調達備品に関してはリスト作成を行わせて明確に区分する。 指定管理期間終了時には、市の備品の状況、備品シールの減失・劣化について確認を行い、加えて、指定管理者の調達備品リストとの照合により、指定管理者調達備品のみを確実に返還することで、指定管理者異動時における備品の紛失を防ぐ。 (平成25年11月25日実施)</p>	<p>【指摘対象部署】 保健所環境衛生課</p>
	<p>動物愛護センターに対応を確認。備品登録、備品シールの作成・貼付の完了を把握した上で、備品管理の徹底を改めて指導した。 (平成25年12月16日実施)</p>	<p>再発防止措置として原因で挙げられた事項それぞれに下記の事項を実施する。 ①掲示板に注意喚起の文書を掲載する(1月17日掲載。その後年度当初ごとに具体的事例をあげるなどして注意喚起する。) ②契約事務担当者研修などの場で周知徹底する(1月14日の契約事務説明会で周知済。今後も4月の庶務研修などの機会ごとに具体的事例をあげるなどして周知する。)</p>	<p>【制度所管部署】 契約課</p>
<p>《意見》 指定管理者制度運用の手引きにおいて、指定管理者は、市の承認を受けた上で特殊あるいは専門的な業務を第三者に再委託できるとされているが、定期監査対象区の所管施設において、指定管理者が市の承認を受けた再委託業務について、さらに再々委託が行われていた事例が見受けられた。 市は再委託の承認にあたり、業務内容や再委託先について、行政責任、市民サービスを確保できることを確認する必要がある、同手引きにおいて「再委託を承認する基準」を設けているが、本事例において、承認の段階で再々委託とする事実を検出できなかったことや、年次報告書の確認等モニタリングを通して、業務の実態が把握できなかったことが明らかになったものである。 制度所管課である行政経営課においては、手引きを策定し研修等で制度の適正な運用に努めているところではあるが、類似の事例は今後も他部署でも起こりうることから、再委託のあり方やモニタリング手法を指導するなど、再々委託が行われていた実態を踏まえ、制度が適正に運用されるよう対応を検討され、安全、適正な施設管理に万全を期されたい。</p>	<p>今回の意見を受け、指定管理者制度導入施設所管課宛に、「再委託の承認をする場合、再委託する業務の内容や再委託先の業務履行能力を入念に検証すること」「現在再委託を承認している業務についても再度確認し、同様の事例が見受けられる場合は、次年度からは是正すること」「業務の実施状況についてのモニタリングを徹底すること」を改めて通知した。 また、指定管理者制度運用の手引き(参考書式例集)に掲載している「再委託に関する承認申請書、再委託承認書」に、市から承認を受けた業務については、再委託先が確実にその業務を行う(再々委託を行わない)ことを確認する旨、記載内容を一部変更した。 指定管理者制度の適正な運用を図るため、ご意見いただいた事項を含め、毎年度実施している担当者説明会においても改めて周知する。 (平成25年12月19日実施)</p>		<p>【制度所管課】 行政経営課</p>